

新設分割公告

2018年8月3日

株主各位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号
株式会社ラクーン
代表取締役社長 小方 功

当社は、当社を新設分割会社とし、当社が営むEC（電子商取引）事業に関して有する権利義務を新たに設立する株式会社ラクーンコマース（住所：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）をすることといたしましたので下記のとおり公告いたします。

なお、2018年11月1日をもって、当社は「株式会社ラクーンホールディングス」に商号を変更する予定です。

記

1. 会社法第 806 条第 1 項に基づき、本新設分割に反対し、かつ株式買取請求をされる株主様は、本公告の日から 20 日以内に、(2018 年 8 月 3 日から同年 8 月 23 日まで) の間に、当社に対して、その旨及び株式買取請求に係る株式の数を書面によりご通知ください。
2. 上記 1. のご通知にあたり、株主様が振替口座を開設されている口座管理機関に対して、個別株主通知の申出の取次ぎの請求及び株式買取請求に係る株式の以下の当社指定口座への振替申請の手続きを行っていただく必要がございます。なお、同年 8 月 23 日までに以下の当社指定口座への振替を完了していただけない場合には、株式買取請求権を行使いただけないこととなります。振替に必要となる期間は、ご利用の口座管理機関により異なりますので、株式買取をご希望の株主様はお早めにご利用の口座管理機関にお問い合わせください。

<当社指定口座（買取口座）>

振替先（買取口座）管理機関	三井住友信託株式会社
口座名義人	株式会社ラクーン
加入者口座	002947308475969000030

以上